

〔理事会承認事項〕 31年度事業計画

## 31年度事業計画

自平成31年4月1日 ～ 至 平成32年3月31日

### 活動の基本方針

公益法人制度改革により、公益社団法人として新たにスタートしてから7年が経過し、新しいルールのもとで組織運営・事業活動はほぼ定着したものと捉えていることができる。

そのうえで本年度は、これまでの歴史と実績を踏まえたうえで、あらためて「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として積極的に各種事業活動に取り組んでいくことを基本方針とする。

また、そうした活動を一層深め協力体制の確立を図りつつ、以下に掲げる諸施策に取り組む方針である。

### 1. 法人会の行う税知識の普及や納税意識の高揚に資する活動など各種事業への助成事業

新公益法人制度に基づき、全国の法人会とともに公益目的の諸事業に積極的に取り組むこととする。

全法連と連携し、これからの諸事業を助成するための諸施策を実施する。

### 2. 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業

#### (1) 税に関する研修・セミナー事業

税知識の一層の普及啓発に努めることとし、会員を含めた多数の市民を対象に税務に係る幅広い知識の普及や経営財務を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催する。研修教材についても、有効なものを選定し提供する。

#### (2) 講演会事業

政治・経済学者・ジャーナリスト等の、視点を変えた税制に関する考え方を聞くことで、税知識の普及が身近に感じられるようにすることである。この事業の内容は、広く参加を募りテーマに即した講演会を開催することである。

#### (3) 税の啓発運動・租税教育事業

① 一般市民・次世代を担う児童・生徒に税の仕組み等を理解してもらうため、租税教育の充実に努める。これに資するため租税教育用教材等を全法連と連携し作成配布する。

② 新発田税務署管内の小中学校を対象に青年部・女性部による「租税教室・絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

③ 申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進に努めるとともに、併せて消費税の軽減税率制度が、2019年10月1日より実施される予定であることから、制度の円滑な導入に向けた周知に努める。

#### (4) 税の広報の充実

会員企業のみならず広く一般企業・市民に対し、改正税法や税務申告の情報に対する早期周知、及び「e-Tax」の普及に資するため、PR活動など、訴求効果に配慮しながら各種媒体を利用し

た税関連広報事業を実施する。

#### (5) 税の調査研究(支援を含む)及び社会への提言事業

財政の再建と維持可能な社会保障制度を構築するための社会保障と税の一体改革に本腰をいれて取り組むことが求められている。さらには、少子高齢化やグローバル化の進展などの社会構造の変化への対応など、山積する諸課題に広く対処していく必要がある。

これらを踏まえ、地域の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして建設的な提言を行っていく。

この事業として、法人各社へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望をもとに、税制改正要望を取りまとめて国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施していく。

#### (6) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要であることから、国税庁・日税連・全法連の3者で作成したツール(自主点検チェックシート・ガイドブック)を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

### 3. 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

#### (1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会の活性化等を目的に、会員及び市民を対象に、政治経済情報、健康情報、福祉的情報等の講演会や実務セミナーを開催する。

講師については、行政関係者、医師、経営コンサルタント、芸術家等、幅広い分野の専門家の中から選定する。

#### (2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

一般家庭で不要となったタオル等を回収し、福祉、医療現場での利用してもらうことや、各地域において環境美化活動に取り組むことで、福祉問題や環境問題の改善に役立てる。

この事業の内容は、地域社会貢献活動特別講演会開催時に集めたものを、社会福祉協議会や老人福祉施設や医療機関に寄贈し再利用していただいている。

### 4. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

#### (1) 組織の強化・充実

法人会活動を充実させるためには、組織基盤強化の重要であることから、前年以上の会員数確保を目指す諸施策を実施する。「会員増強月間」を9月～3月の7か月間とし、役員率優先の参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

法人会事務局のガバナンス強化、職員の資質向上を目的として、支部事務局担当者会議を開催する。

#### (2) 広報活動の充実

法人会の知名度向上・活動内容の周知・会員増強等に資する広報活動の取組みは、ホームページの充実、青年部・女性部会員を対象としてスタートしたアンケート調査システムの拡大を図る。

### (3) 青年・女性部会の充実

- ① 青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」および「部会員増強運動」については、目標数値を設定の上、より積極的な発展を図る。また、青年部会員を対象として実施するアンケート調査システムの普及・活用に努める。
- ② 「女性部会のあり方(指針)」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。また、税の啓発活動として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や社会貢献活動を積極的に進める。

### (4) 法人会会員の福利厚生の上に資することを目的とする事業

法人会の財政基盤の一層の強化を図る視点から、三社との連帯を強化しつつ、福利厚生制度の充実を図り、推進を行うこととする。

### 5. 本会の組織を充実し、全国法人会連合会・新潟県法人会連合会、友誼団体との連携強化を図る事業

会員支援のために、異業者交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会講習会などの事業を行う。

### 6. 本会の活動に関する諸官公庁との連携を図る事業

### 7. その他、本会の目的達成に必要な事業